

山梨県の最低賃金

山梨県内で働く労働者には、下記の最低賃金が適用されます。

最低賃金件名等	時間額	効力発生日	
山梨県最低賃金	938円	令和5年10月1日	
特定最低賃金	山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	997円	令和5年12月16日
	山梨県自動車・同附属品製造業	971円	令和5年12月10日

次の手当等は最低賃金に算入しません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 時間外・休日・深夜手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

特定最低賃金の適用の範囲及び適用除外は以下のとおりです。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

適用の範囲	(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業 (3) 情報通信機械器具製造業 (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
適用の除外	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。) (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次の①から③の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 ① 清掃又は片付けの業務 ② 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務 ③ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

適用の範囲	(1) 自動車・同附属品製造業 (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
適用の除外	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。) (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次の①から③の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 ① 清掃又は片付けの業務 ② 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レットル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。) ③ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

詳しくは、山梨労働局ウェブサイトをご覧ください、
山梨労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

お問い合わせ先

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内1-1-11	(055-225-2854)
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	(055-224-5616)
都留労働基準監督署	都留市四日市場23-2	(0554-43-2195)
鵜沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鵜沢1760-1	(0556-22-3181)
	富士川地方合同庁舎5階	



山梨県の最低賃金 検索

賃金引き上げを支援する制度について

業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響等により売上高が減少している事業者及び物価高騰等の影響により利益率が低下している事業者に対しては、「特例事業者」として助成率及び助成対象経費が拡充される特例が設けられています。

事業内最低賃金
引き上げ



設備投資等
機械設備、コンサルティング
導入、人材育成・教育訓練



費用の一部
を助成

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

検索



令和5年度の業務改善助成金における拡充のご案内

中央最低賃金審議会答申（令和5年7月28日）を踏まえて、令和5年8月31日より、業務改善助成金に拡充措置が実施されています。

- ① 対象事業場の拡大（事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場から50円以内の事業場に拡大）
- ② 賃金引き上げ後の申請が可能に（事業場規模50人未満の事業者であることなど一定の要件を満たす必要があります。）
- ③ 助成率区分の見直し（助成率の区分となる事業場内最低賃金の金額の引き上げ）

お問い合わせ先

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

山梨働き方改革推進支援センターでも、業務改善助成金の申請に関する相談について支援しています。

山梨働き方改革推進支援センター [中巨摩郡昭和町河西1232-1 2F]

電話番号：0120-755-455（受付時間 平日 9:00～17:00）

【相談方法：電話、窓口相談のほか企業を訪問しての支援も行っています】

交付申請書等の提出先：山梨労働局 雇用環境・均等室
甲府市丸の内1-1-11 TEL 055-225-2851

山梨県電気機械器具製造業最低工賃が改定されています。(改正)令和5年4月22日発効

品目	工程		規格	金額
ビニル線	端末加工	より及び予備はんだ付け	しん線の断面積が0.3平方ミリメートル以上2.0平方ミリメートル以下のもの	1か所につき 59銭
コイル	からげ（1か所につき、4回以内からげて切るものに限る）		線径0.3ミリメートル以上1.2ミリメートル以下のもの	1か所につき 89銭
コネクター	差し（リード線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう）			1端子につき 56銭

上記以外に山梨県貴金属製品製造業最低工賃及び山梨県婦人服製造業最低工賃が定められています。詳しくは山梨労働局賃金室（TEL 055-225-2854）までお問合せください。